

令和3年4月28日
四国行政評価支局

海岸保全施設の運用・管理に関する行政評価・監視の実施
－管理又は操作を委託されている水門・^{りくこう}陸閘等を中心として－

東日本大震災から10年、四国行政評価支局では、背後の防護人口が多い港湾海岸において、災害時における水門・陸閘等の安全かつ確実な操作の推進を図る観点から、i) 水門・陸閘等の運用の見直し状況、ii) 現場操作員の安全確保に配慮した操作規則の策定状況、iii) 管理又は操作の委託状況など水門・陸閘等の運用・管理の実態を明らかにし、必要な行政改善を図るため、別紙のとおり調査（地域計画調査）を実施します。

※ 地域計画調査とは、地域の住民生活に密着した行政上の課題等について、管区行政評価局・行政評価事務所が独自にテーマを設定して調査を実施し、必要な改善を図るものです。

【本件の連絡先】

総務省 四国行政評価支局
評価監視部 第1評価監視官
担当：金子、安芸、合田
電話：087-826-0681（直通）
Mail：skk11@soumu.go.jp

海岸保全施設の運用・管理に関する行政評価・監視

りくこう

— 管理又は操作を委託されている水門・陸閘等を中心として —

調査の背景

- 東日本大震災では、津波から人命や財産を守ろうと水門・陸閘等の操作に従事した方が多数殉職
- 震災当時、海岸管理者に対し、水門・陸閘等の操作規則の策定が義務付けられておらず、操作・退避ルールが不明確
- 国が平成25年2月に実施したアンケート調査の結果、①自治会等に管理を委託している水門・陸閘等は約8割、②このうち、契約書を取り交わさず口頭によるものが約2割、③災害時の対応を操作者判断とするものは7割あることが判明

- 平成26年に海岸法を改正し、水門・陸閘等を管理している海岸管理者に対し、現場操作員の安全確保が図られるよう配慮された操作規則の策定を義務付け
- また、平成28年4月にはガイドラインを改正※し、①現場操作員の安全を最優先とする操作・退避ルールの策定、②管理又は操作を委託する場合の書面による委託契約の締結、③現場操作員への操作・退避ルールの徹底等を明記
 - ※津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドラインVer3.1
- しかし、海岸法及び改訂ガイドラインに基づく近年の水門・陸閘等の運用・管理の実態は不明

- 災害時における水門・陸閘等の安全かつ確実な操作の推進を図る観点から、背後の防護人口が多い港湾海岸において、海岸管理者から管理又は操作を委託されている水門・陸閘等を中心に、海岸法及び改訂ガイドラインに基づく運用・管理の実態を調査

調査項目と主な調査の視点

1 水門・陸閘等の運用の見直し状況

- 水門・陸閘等の現状、統廃合・常時閉鎖等による運用の見直し状況

2 現場操作員の安全確保に配慮した操作規則の策定状況

- 操作規則及び操作・退避ルールの策定状況、操作訓練の実施状況

3 管理又は操作の委託状況

- 管理又は操作の委託状況、書面による委託契約の締結状況

調査対象

調査対象機関

四国地方整備局

関連調査等対象機関

四国4県、市町村、関係団体等

調査実施期間

令和3年4月～7月(予定)

水門・陸閘等について

水門・陸閘等は、海岸堤防等と一体的に整備される操作施設であり、津波・高潮等の襲来時に閉鎖することで海水等の侵入を防ぎ、浸水被害から海岸背後にある人命及び資産を守る施設です。

(水門)

河川や水路を堤防等が横断する箇所に設置される施設であり、閉鎖することで、堤防等と一体となって海水の侵入を防止する機能を発揮します。また、開放することで不要な内水を排出する機能もあります。



(水門の設置例)

(樋門・樋管)

海・河川への排水口に設けられている施設で、共に排水のための機能を有しています。一般的に、樋門は通水断面が堤防等に埋設されている径間が小さい施設であり、樋管は更に規模が小さい施設です。



(樋門の設置例)

(陸閘)

閉鎖することで海水の侵入を防止するとともに、開放することで堤防等の海側にある港湾、漁港、海浜等を利用するために人や車両等が堤防等を横断できるようにする施設です。



(陸閘の設置例)

水門・陸閘等の設置数(港湾海岸)

(単位:基)

都道府県別	水門・陸閘等の設置数 (操作必要施設)
徳島県	239
香川県	1,312
愛媛県	633
高知県	317
四国計	2,501

(注) 1 当局の情報収集結果による。

2 表中の数値は、国土交通省港湾局所管のもの。